訪問特定整備 社内規程・手順書（例）

**第1章　目的**

当社が実施する訪問特定整備および限定訪問特定整備の工程において、法令遵守と安全確保を徹底し、質の高い整備サービスを提供することを目的とする。

**第2章　適用範囲**

訪問特定整備に従事する全ての社員（訪問特定整備士・準訪問特定整備士・訪問特定整備等管理者等）および業務に関与する管理部門に適用する。

**第3章　基本方針**

（１）行政からの指導に基づく法令順守。

（２）整備作業の可視化（写真・動画の記録）および管理の徹底。

（３）作業者、依頼者双方の安全確保。

**第４章　訪問特定整備士等の任命要件**

訪問特定整備士として任命する際は、以下の要件を満たす必要がある。

（１）訪問特定整備士

・1級～2級整備士かつ実務経験3年以上

・直近2年以内に所定の教育を受講していること

（２）準訪問整特定備士

・３級整備士かつ実務経験３年以上

・直近2年以内に所定の教育を受講していること

・高度な管理手法※が導入された体制であること

・訪問特定整備士の指導または監督のもとで実施すること

（３）訪問車体・電気装置整備士（電子制御装置整備のみ従事可）

　　・車体整備士又は電気装置整備士かつ実務経験３年以上

　　・直近2年以内に所定の教育を受講していること

※高度な管理手法

　スマートフォン等の通信機能を活用した作業管理を採用し、リアルタイムな情報共有をオンライン上で行うこと。（スマートフォンカメラ通信機能を活用した作業管理に準ずること）

**第５章　業務手順**

**（１）作業前手順**

①届出確認

・訪問日および内容が大分運輸支局へ届出済みであることを確認する。

②整備士確認

・担当整備士が、任命要件（第４章）を満たしていることを確認する。

・訪問特定整備士証を携行していること

③機材準備

・必要工具、記録用スマートフォン、予備バッテリー等。

　④依頼者への説明

　　・整備内容及び作業実施前の車両状態の説明。

　　・訪問整備料金の概算見積を記録したデータの提供及び依頼者の承諾。

⑤ビデオ通話開始（高度な管理手法）

現地到着後、スマートフォンで社内管理責任者とビデオ通話接続を開始。

・作業場所の状況、対象車両、整備士証の提示などを画面越しに確認。

・通信記録はクラウドへ保存。

**（２）作業実施中の手順**

①安全確保

・作業周囲の安全性を確保（歩行者・交通・天候確認）。

・証票を掲示し、作業中であることを明示。

②写真・映像記録

・作業前後の車両全景と作業箇所

・交換部品と設置状態

・依頼者への説明・同意場面（口頭＋撮影）

③リアルタイム監視

・管理者は遠隔で手順や安全管理を確認。

④見積金額の変更

　　・追加作業の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得たうえで作業を行う。

　　・訪問特定整備管理者より依頼者へ見積データを提供。（訪問特定整備士の裁量を禁止）

**（３）作業完了後の手順**

①作業完了の説明

・依頼者へ作業内容、整備箇所を説明し、同意を得て完了記録に署名。

②データ整理・報告

・写真、映像、同意書を指定フォルダにアップロード（2年保存）。

・作業報告書を当日中に管理者へ提出。

**第６章　教育及び第三者機関の確認**

（１）訪問特定整備に従事する全ての者に教育を受けさせることとする。

（２）２年ごとに訪問特定整備等を実施する際の体制等の確認を第三者機関（運輸支局又は自動

車整備振興会）から受けることとする。

（３）不備が確認された場合は、社内規定に基づき指導、処分を行い、運輸支局へ報告する。

**第７章　参考資料の活用**

業務運用にあたり一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会（日整連）発行の「訪問特定整備マニュアル」を参考とし、制度の正確な理解と実践に努める。当該マニュアルは、訪問特定整備の適正な実施における標準的指針として参照し、社内手順の整合性を保ち必要に応じて、最新の改訂版を確認・反映する。

スマートフォンカメラ通信機能を活用した作業管理（例）

訪問特定整備において、スマートフォンのカメラを活用し、作業の適正性・安全性を確保するとともに、リアルタイム確認・記録を実施することで、高度な管理を実現する。

１．準備

使用端末：スマートフォン（カメラ・通信機能付き、映像共有アプリ）

（１）通信方法：モバイルデータ通信またはWi-Fi

（２）通話・共有アプリ：Zoom、Teams、FaceTime、Google Meet、LINE

２．作業開始前

（１）接続開始（管理者とビデオ通話を開始）

（２）環境確認映像の送信

スマートフォンのカメラを用いて、以下の環境を映像で確認・共有

1. 作業場所周辺の状況（安全性確保、通行人への影響がないか等）
2. 車両の状態（ナンバー、外観）
3. 使用予定の工具の確認
4. 身分証提示、証票掲示

３．作業中

（１）作業映像の録画または生配信

作業中の様子をスマートフォンの固定カメラで撮影し、以下のいずれかで対応

1. 管理者がリアルタイムで監視
2. 録画した動画をクラウド上へアップロード
3. 部品交換等の記録

交換する部品や作業箇所を静止画で撮影し、整備記録簿と紐づけ。

４．作業完了後

（１）完了状態の確認映像共有

作業結果（取り付け状態、清掃後の車両など）をカメラで撮影し管理者に送信、確認。

（２）依頼者への作業内容説明

作業完了後、依頼者へ説明を行い、内容を録画。

（３）録画・画像データの保存と共有

1. 撮影したデータをクラウドまたは社内システムへアップロード
2. 保存期間： 2年間

５．注意事項

1. 音声、映像の鮮明さを確保し、管理者が正確に判断できるよう努める

※訪問特定整備に関する手順書は、別途定める通りとする。